

令和4年江南市議会6月定例会議案目録

令和4年6月9日

議案第41号	人権擁護委員の推薦について	P	2
議案第42号	令和4年度江南市一般会計補正予算（第3号）	P	7
議案第43号	江南市路上喫煙に関する条例の制定について	P	16
議案第44号	江南市市税条例等の一部改正について	P	19
議案第45号	江南市国民健康保険税条例の一部改正について	P	49
議案第46号	都市構造再編集中支援事業 布袋駅西駅前広場・布袋駅線整備工事請負契約の締結について	P	55
議案第47号	令和4年度江南市一般会計補正予算（第4号）	P	57
議案第48号	令和4年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）	P	77
報告第2号	損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について	P	84
報告第3号	損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について	P	87
報告第4号	令和3年度江南市水道事業会計継続費繰越計算書について	P	90
報告第5号	令和3年度江南市一般会計繰越明許費繰越計算書について	P	93
報告第6号	令和3年度江南市下水道事業会計予算繰越計算書について	P	98
報告第7号	令和3年度江南市一般会計事故繰越し繰越計算書について	P	100
報告第8号	令和4年度江南市土地開発公社の経営状況について	P	103

令和4年議案第41号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和4年6月9日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 沢田 富美夫

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、人権擁護委員 倉地一也氏が令和4年9月30日任期満了するので、後任の者を推薦する必要があるからであります。

沢田富美夫履歴

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

(参 考)

人 権 擁 護 委 員 名 簿

(令和4年6月1日現在)

住 所	氏 名	生 年 月 日	任 期
	倉地 一也		自令和元年10月 1日 至令和 4年 9月30日
	柴田 広美		自令和 2年 4月 1日 至令和 5年 3月31日
	大池 健弘		自令和 2年10月 1日 至令和 5年 9月30日
	高田 愛子		自令和 3年 4月 1日 至令和 6年 3月31日
	仙田 桂		自令和 3年 7月 1日 至令和 6年 6月30日
	古田扶三子		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	佐口多寿枝		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	武馬 健之		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	宮川比佐子		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	葛西 直示		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日

(参 考)

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命）

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 （略）

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4及び5 （略）

6 人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての国民は、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第7条第1項第4号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

7及び8 （略）

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

令和4年議案第42号

令和4年度江南市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度江南市の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189,269千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,308,771千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月9日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 4,776,615	千円 122,279	千円 4,898,894
	2 国庫補助金	1,206,254	122,279	1,328,533
19 繰入金		1,703,638	66,990	1,770,628
	1 基金繰入金	1,703,638	66,990	1,770,628
歳入合計		33,119,502	189,269	33,308,771

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 13,608,054	千円 189,269	千円 13,797,323
	2 児 童 福 祉 費	5,339,073	189,269	5,528,342
歳 出 合 計		33,119,502	189,269	33,308,771

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金	千円 4,776,615	千円 122,279	千円 4,898,894
19 繰入金	1,703,638	66,990	1,770,628
歳入合計	33,119,502	189,269	33,308,771

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 民生費	千円 13,608,054	千円 189,269	千円 13,797,323
歳出合計	33,119,502	189,269	33,308,771

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 122,279	千円	千円	千円 66,990
122,279			66,990

2 歳 入

15款 国庫支出金

19款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
15	国庫支出金	4,776,615	122,279	4,898,894
	2 国庫補助金	1,206,254	122,279	1,328,533
	2 民生費国庫補助金	103,932	122,279	226,211
19	繰入金	1,703,638	66,990	1,770,628
	1 基金繰入金	1,703,638	66,990	1,770,628
	1 基金繰入金	1,703,638	66,990	1,770,628
	計	33,119,502	189,269	33,308,771

[単位：千円]

節		説 明
区 分	金 額	
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	122,279	[こども政策課] 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別 給付金給付事業費補助金 111,650 $111,650,000円 \times 10/10$ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別 給付金給付事務費補助金 10,629 $10,629,000円 \times 10/10$
1 基 礎 入 金	66,990	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金

3 歳 出

3款 民生費
2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 こども 政策費	2,208,539	189,269	2,397,808	122,279			66,990	1報 酬	2,552
								3職 員 手当等	898
								4共 済 費	444
								8旅 費	38
								10需 用 費	248
								11役 務 費	1,070
								12委 託 料	5,379
								18負担金、 補助及び 交 付 金	178,640
計	5,339,073	189,269	5,528,342	122,279			66,990		

3-2-1 こども政策費 [単位：千円]

説		明	
事 業		備 考	
[低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業]	189,269		
1 報酬	2,552	★★★★★ 政策的事業	★★★★★
会計年度任用職員			
3 職員手当等	898	〈特定財源〉	
時間外勤務手当	753	国 111,650千円	111,650,000円×10/10
期末手当	145	国 10,629千円	10,629,000円×10/10
4 共済費	444		
社会保険料	419	目的	低所得の子育て世帯に対する生活支援
労働保険料	25	内容	対象児童1人につき80,000円の支給
8 旅費	38		
費用弁償			
10 需用費	248		
消耗品費	53		
事務用			
印刷製本費	195		
一般事業用			
11 役務費	1,070		
郵便料	900		
口座振込手数料	170		
12 委託料	5,379		
システム構築委託料			
18 負担金、補助及び交付金	178,640		
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金			

令和4年議案第43号

江南市路上喫煙に関する条例の制定について

江南市路上喫煙に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年6月9日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、喫煙者と非喫煙者にとって、快適な環境を創造するため、制定する必要があるからであります。

江南市路上喫煙に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、公共の場所における喫煙の制限や喫煙マナーの徹底について必要な事項を定めることにより、喫煙者と非喫煙者にとって、快適な環境を創造することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）公共の場所 道路、公園その他公共の用に供する場所（屋外に限る。）をいう。
- （2）路上喫煙 公共の場所において、喫煙し、又は火のついたたばこを所持することをいう。
- （3）市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- （4）たばこのポイ捨て たばこの吸い殻を道路や公園、駅周辺などに捨てることをいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙に関する必要な施策を実施するものとする。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、たばこのポイ捨てをしてはならない。

- 2 市民等は、喫煙する場合においては、他の市民等にたばこの煙を吸わせないように、配慮しなければならない。

（路上喫煙禁止区域の指定）

第5条 市長は、人の通行が多く、特に路上喫煙を制限する必要があると認める区域を、路上喫煙禁止区域として指定することができる。

- 2 市民等は、路上喫煙禁止区域内においては、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が特別に指定した喫煙できる場所においては、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の規定により指定した路上喫煙禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。
- 4 市長は、路上喫煙禁止区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除するときは、その旨を告示するとともに、必要な措置を講じて周知するものとする。

(指導及び助言)

第6条 市長は、前条第2項の規定に違反していると認める者に対し、この条例の目的達成に必要な限度において、職員をして必要な措置を講ずるよう指導及び助言することができる。

(勧告及び公表)

第7条 市長は、前条の規定による指導を受けた者が指導に従わないときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年1月4日から施行する。

令和4年議案第44号

江南市市税条例等の一部改正について

江南市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年6月9日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に一定の所得を有する配偶者の氏名を追加する等、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市市税条例等の一部を改正する条例（案）

（江南市市税条例の一部改正）

第1条 江南市市税条例（昭和30年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第20条の4中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

第32条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第32条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第33条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第35条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第35条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第35条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定

する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第35条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第46条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第51条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第66条の次に次の2条を加える。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第66条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、江南市手数料条例による。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第66条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付の手数料は、江南市手数料条例による。

附則第5条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第8条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第

15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第16項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に次の一項を加える。

17 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第8条の3第7項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第9項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第14条の3の2第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年度の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2中「附則第16条の「前年度分の」を「同条の「前年度分の」に改める。

附則第17条の3中「第15項、第17項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで若しくは第43項」を「第14項、第16項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第40項若しくは第44項」

に改める。

附則第18条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の2の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の2の2第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第38条を削る。

第2条 江南市市税条例の一部を次のように改正する。

第66条の2中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第66条の3中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

(江南市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 江南市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち江南市市税条例第35条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第1項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第26条第2項及び第35条の3の3第1項並びに附則第2条の3第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の江南市市税条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中江南市市税条例第35条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第35条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第5条の3の2第1項及び第18条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第38条を削る改正規定並びに第3条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中江南市市税条例第32条第4項及び第6項、第33条の9第1項及び第2項、第35条の2第1項ただし書及び第2項、第35条の3第2項及び第3項並びに第51条の7の改正規定並びに同条例附則第14条の3の2第2項、第20条の2第4項並びに第20条の2の2第4項及び第6項の改正規定並びに第3条(江南市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年条例第23号)附則第2条第1項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中江南市市税条例第20条の4の改正規定及び第2条の規定並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の江南市市税条例第20条の4(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の江南市市税条例(以下「新条例」という。)第35条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第35条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の江南市市税条例(次項において「旧条例」という。)第35条の3の2第1項に規定

する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第35条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第35条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の江南市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和3年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の江南市市税条例第66条の2(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の江南市市税条例第66条の3(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

(参 考)

江南市市税条例等の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

江南市市税条例（第1条関係）

新	旧
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第20条の4 法第20条の10の納税証明書の交付(<u>法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)</u>の手数料は、江南市手数料条例(昭和39年条例第9号)による。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第20条の4 法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、江南市手数料条例(昭和39年条例第9号)による。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p>
<p>(所得割の課税標準)</p>	<p>(所得割の課税標準)</p>
<p>第32条 (略)</p>	<p>第32条 (略)</p>
<p>2及び3 (略)</p>	<p>2及び3 (略)</p>
<p><u>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p><u>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、<u>当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に</u></p>

新	旧
	<p><u>記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第35条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第35条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p>
5 (略)	5 (略)
<p>6 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p>6 <u>前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の</u></p>

新	旧
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第33条の9 所得割の納税義務者が、第32条第4項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第33条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控</p>	<p><u>規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第35条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第35条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第33条の9 所得割の納税義務者が、第32条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第33条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控</p>

新	旧
<p>除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除しきれなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p>	<p>除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除しきれなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p>
<p>3 (略) (市民税の申告)</p>	<p>3 (略) (市民税の申告)</p>
<p>第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(<u>所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)</u>の法第314条の</p>	<p>第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(<u>所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者</u>に係るものを除く。)若しく</p>

新	旧
<p><u>2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)</u>で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則<u>第2条第3項ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。</p> <p>3～9 (略)</p> <p>第35条の3 (略)</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書</p>	<p>は法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則<u>第2条第4項ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。</p> <p>3～9 (略)</p> <p>第35条の3 (略)</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書</p>

新	旧
<p>に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により<u>付記された事項</u>は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p>	<p>に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により<u>附記された事項</u>は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p>
<p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を<u>付記</u>しなければならない。 (個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p>	<p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を<u>附記</u>しなければならない。 (個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p>
<p>第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)</u>の自己と生計を一にする配偶</p>	<p>第35条の3の2 同左</p> <p>(1) (略)</p>

新	旧
<p><u>者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)</u></p>	
<p><u>の氏名</u></p>	
<p><u>(3)</u> (略)</p>	<p><u>(2)</u> (略)</p>
<p><u>(4)</u> (略)</p>	<p><u>(3)</u> (略)</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p>
<p>第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、<u>特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)</u>をいう。第2号において同じ。)又は<u>扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有</u></p>	<p>第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、<u>扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次</p>

新	旧
<p><u>しない者</u>を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>特定配偶者の氏名</u>	
(3) (略)	<u>(2)</u> (略)
(4) (略)	<u>(3)</u> (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
(法人の市民税の申告納付)	(法人の市民税の申告納付)
第46条 (略)	第46条 (略)
2～8 (略)	2～8 (略)
<p>9 <u>法第321条の8第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報</p>	<p>9 <u>法第321条の8第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報</p>

新	旧
<p>処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>	<p>処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>
<p>10～14 (略)</p>	<p>10～14 (略)</p>
<p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>
<p>16 (略) (特別徴収税額の納入の義務等)</p>	<p>16 (略) (特別徴収税額の納入の義務等)</p>
<p>第51条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則<u>第2条第3項ただし書</u>の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。</p>	<p>第51条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則<u>第2条第4項ただし書</u>の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。</p>
<p>(<u>固定資産課税台帳の閲覧の手数料</u>)</p>	
<p><u>第66条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳</u> (同条第1項<u>ただし書の規</u></p>	

新	旧
<p><u>定による措置を講じたものを含む。)</u> の <u>閲覧の手数料は、江南市手数料条例によ</u> <u>る。ただし、法第416条第3項又は第419</u> <u>条第8項の規定により公示した期間にお</u> <u>いて納税義務者の閲覧に供する場合に</u> <u>あつては、手数料を徴しない。</u> <u>(固定資産課税台帳に記載されている事</u> <u>項の証明書の交付手数料)</u></p> <p><u>第66条の3 法第382条の3に規定する固定</u> <u>資産課税台帳に記載されている事項の</u> <u>証明書(同条ただし書の規定による措置</u> <u>を講じたものを含む。)</u> の交付の手数料 <u>は、江南市手数料条例による。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>第5条の3の2 平成22年度から令和20年度</u> までの各年度分の個人の市民税に限り、 所得割の納税義務者が前年分の所得税 につき租税特別措置法第41条又は第41 条の2の2の規定の適用を受けた場合(居 住年が平成11年から平成18年まで又は 平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である 場合に限る。)において、前条第1項の規 定の適用を受けないときは、法附則第5 条の4の2第5項(同条第7項の規定により 読み替えて適用される場合を含む。)に 規定するところにより控除すべき額を、 当該納税義務者の第33条の3及び第33条 の6の規定を適用した場合の所得割の額 から控除する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>旧</p> <p>附 則</p> <p><u>第5条の3の2 平成22年度から令和15年度</u> までの各年度分の個人の市民税に限り、 所得割の納税義務者が前年分の所得税 につき租税特別措置法第41条又は第41 条の2の2の規定の適用を受けた場合(居 住年が平成11年から平成18年まで又は 平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である 場合に限る。)において、前条第1項の規 定の適用を受けないときは、法附則第5 条の4の2第5項(同条第7項の規定により 読み替えて適用される場合を含む。)に 規定するところにより控除すべき額を、 当該納税義務者の第33条の3及び第33条 の6の規定を適用した場合の所得割の額 から控除する。</p> <p>2 (略)</p>

新	旧
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第8条の2 (略)	第8条の2 (略)
2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、 <u>5分の4</u> とする。	2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。
3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
11 法附則第15条第26項第3号ロに規定す	11 法附則第15条第27項第3号ロに規定す

新	旧
る設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	る設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
13 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	13 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
14 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	14 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
15 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	15 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
16 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。	16 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
17 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	
18 (略)	17 (略)
19 (略)	18 (略)
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第8条の3 (略)	第8条の3 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
7 法附則第15条の9第9項の <u>熱損失防止改修等住宅</u> 又は同条第10項の <u>熱損失防止改修等専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付し	7 法附則第15条の9第9項の <u>熱損失防止改修住宅</u> 又は同条第10項の <u>熱損失防止改修専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に

新	旧
<p>て市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>	<p>提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>
8 (略)	8 (略)
<p>9 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>9 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日</p>

新	旧
<p>日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p>	<p>から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p>
<p>10及び11 (略)</p>	<p>10及び11 (略)</p>
<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p>
<p>第14条の3の2 (略)</p>	<p>第14条の3の2 (略)</p>
<p><u>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</u></p>	<p><u>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第32条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u></p>
	<p><u>(1) 第32条第4項ただし書の規定の適</u></p>

新	旧
<p>3 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第17条の2 附則第15条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第15条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第15条第2項、第4項及び第5項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第15条第4項及び第5項並びに第16条の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第16条の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>同条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第16条の2及び第16条の3の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第16条の3第1項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項</u></p>	<p><u>用がある場合</u></p> <p><u>(2) 第32条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第17条の2 附則第15条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第15条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第15条第2項、第4項及び第5項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第15条第4項及び第5項並びに第16条の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第16条の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第16条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第16条の2及び第16条の3の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第16条の3第1項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6</u></p>

新	旧
<p>に規定するところによる。</p> <p>第17条の3 法附則第15条第1項、第10項、<u>第14項、第16項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第40項若しくは第44項、</u>第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第121条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第18条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで<u>又は第37条の8</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>項に規定するところによる。</p> <p>第17条の3 法附則第15条第1項、第10項、<u>第15項、第17項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで若しくは第43項、</u>第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第121条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第18条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>

新	旧
<p>第20条の2 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に 係る所得が生じた年分の所得税に係る 第35条の3第1項に規定する確定申告書 に前項後段の規定の適用を受けようと する旨の記載があるときに限り、適用す る。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に 係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2の2 (略)</p>	<p>第20条の2 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に 係る所得が生じた年の翌年の4月1日の 属する年度分の特例適用配当等申告書 (市民税の納税通知書が送達される時ま でに提出された次に掲げる申告書をい う。以下この項において同じ。)に前項 後段の規定の適用を受けようとする旨 の記載があるとき(特例適用配当等申告 書にその記載がないことについてやむ を得ない理由があると市長が認めると きを含む。)に限り、適用する。ただし、 第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げ る申告書がいずれも提出された場合 におけるこれらの申告書に記載された事 項その他の事情を勘案して、同項後段の 規定を適用しないことが適当であると 市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第35条の2第1項の規定による申告 書</u></p> <p>(2) <u>第35条の3第1項に規定する確定申 告書(同項の規定により前号に掲げる 申告書が提出されたものとみなされ る場合における当該確定申告書に限 る。)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に 係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2の2 (略)</p>

新	旧
2及び3 (略)	2及び3 (略)
<p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に 係る所得が生じた年分の所得税に係る 第35条の3第1項に規定する確定申告書 に前項後段の規定の適用を受けようと する旨の記載があるときに限り、適用す る。</u></p>	<p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に 係る所得が生じた年の翌年の4月1日の 属する年度分の条約適用配当等申告書 (市民税の納税通知書が送達される時ま でに提出された次に掲げる申告書をい う。以下この項において同じ。)に前項 後段の規定の適用を受けようとする旨 の記載があるとき(条約適用配当等申告 書にその記載がないことについてやむ を得ない理由があると市長が認めると きを含む。)に限り、適用する。ただし、 第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げ る申告書がいずれも提出された場合 におけるこれらの申告書に記載された事 項その他の事情を勘案して、同項後段の 規定を適用しないことが適当であると 市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第35条の2第1項の規定による申告 書</u></p> <p>(2) <u>第35条の3第1項に規定する確定申 告書(同項の規定により前号に掲げる 申告書が提出されたものとみなされ る場合における当該確定申告書に限 る。)</u></p>
5 (略)	5 (略)
6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1 項の規定の適用がある場合(第3項後段 の規定の適用がある場合を除く。)にお ける第33条の9の規定の適用について	6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1 項の規定の適用がある場合(第3項後段 の規定の適用がある場合を除く。)にお ける第33条の9の規定の適用について

新	旧
<p>は、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の2の2第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた<u>年分の所得税に係る</u>同条第4項に規定する<u>確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)</u>第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4</u>」とする。</p>	<p>は、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の2の2第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた<u>年の翌年の4月1日の属する年度分の</u>同条第4項に規定する<u>条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合</u><u>(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4</u>」とする。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第38条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染</u></p>

新	旧
	<p><u>症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和16年度」とする。</u></p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>

江南市市税条例（第2条関係）

新	旧
<p>（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）</p> <p>第66条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の<u>閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）</u>の手数料は、江南市手数料条例による。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。</p> <p>（固定資産課税台帳に記載されている事</p>	<p>（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）</p> <p>第66条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の<u>閲覧の手数料</u>は、江南市手数料条例による。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。</p> <p>（固定資産課税台帳に記載されている事</p>

新	旧
<p>項の証明書の交付手数料)</p> <p>第66条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付 <u>法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。</u> の手数料は、江南市手数料条例による。</p>	<p>項の証明書の交付手数料)</p> <p>第66条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付の手数料は、江南市手数料条例による。</p>

江南市市税条例等の一部を改正する条例 (第3条関係)

新	旧
<p>(江南市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 江南市市税条例(昭和30年条例第4号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第26条第2項の改正規定～第35条の3の2第4項の改正規定 (略)</p> <p>第35条の3の3第1項中「<u>扶養親族()</u>」の次に「<u>年齢16歳未満の者又は</u>」を加え、「<u>有しない者を除く</u>」を「<u>有する者に限る</u>」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。</p> <p>第51条の8第1項第1号の改正規定～附則第38条に1項を加える改正規定 (略)</p>	<p>(江南市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 同左</p> <p>第26条第2項の改正規定～第35条の3の2第4項の改正規定 (略)</p> <p>第35条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者に限る</u>」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。</p> <p>第51条の8第1項第1号の改正規定～附則第38条に1項を加える改正規定 (略)</p>

新	旧
<p data-bbox="284 255 384 291">附 則</p> <p data-bbox="225 313 603 349">(市民税に関する経過措置)</p> <p data-bbox="188 374 791 819">第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の江南市市税条例(以下「新条例」という。)第26条第2項及び第35条の3の3第1項並びに附則第2条の3第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p data-bbox="188 844 427 880">2～5 (略)</p>	<p data-bbox="898 255 999 291">附 則</p> <p data-bbox="839 313 1217 349">(市民税に関する経過措置)</p> <p data-bbox="802 374 1404 761">第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の江南市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p data-bbox="802 844 1042 880">2～5 (略)</p>

(参 考)

市税条例改正（案）の概要

1. 改正の目的

地方税法等の一部改正に伴い、給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に一定の所得を有する配偶者の氏名を追加する等、所要の整備を図る必要があるからです。

2. 改正の概要

(1) 市県民税関係

①上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し【第32条】

上場株式等の配当所得等に係る課税について、個人住民税と所得税の課税方式を一致させる。

②扶養親族等申告書の記載事項の見直し

【第35条の3の2、第35条の3の3】

給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、退職手当等を有する配偶者及び扶養親族の氏名等を記載する。

③住宅ローン控除の適用期限の延長【附則第5条の3の2】

個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について、居住期限を4年延長し、税額控除の適用期限を延長する。

(2) 固定資産税関係

①固定資産課税台帳等の記載事項の見直し

【第20条の4、第66条の2、第66条の3】

DV被害者等に配慮し、固定資産課税台帳等に当該者の住所に代わる事項を記載する。

②地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の見直し【附則第8条の2】

下水道法に規定する下水道除害施設に係る課税標準の特例措置について見直しを行い、特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準について特例措置を創設する。

令和4年議案第45号

江南市国民健康保険税条例の一部改正について

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年6月9日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、国民健康保険事業の健全な運営を図るための課税限度額の引上げ等について、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

江南市国民健康保険税条例（昭和31年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第3項ただし書中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改める。

附則第3項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の江南市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参 考)

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>650,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>650,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>200,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>200,000円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>630,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>630,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>190,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>190,000円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>650,000円</u>を超える場合には、<u>650,000円</u>)、同条第3項本文の後期</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>630,000円</u>を超える場合には、<u>630,000円</u>)、同条第3項本文の後期</p>

新	旧
<p>高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>200,000円</u>を超える場合には、<u>200,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>190,000円</u>を超える場合には、<u>190,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第12条第1項の規定の適用については、<u>同項中</u>「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「1,100,0</p>	<p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第12条第1項の規定の適用については、<u>同条中</u>「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「1,100,0</p>

新	旧
00円」とあるのは「1,250,000円」とする。	00円」とあるのは「1,250,000円」とする。

(参 考)

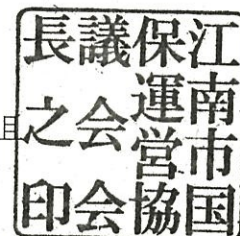
江南市長 澤 田 和 延 様



令和4年1月28日

江南市国民健康保険運営協議会

会 長 古 田 嘉 且



江南市国民健康保険税の課税限度額の改正について（答申）

令和4年1月27日付け3江保第198号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、1月27日開催の運営協議会にて、下記の結論を得ましたので答申します。

記

国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて

国民健康保険税の課税限度額は、給付との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響を考慮して設定されているものであるが、政府は、近年の社会保障制度改革で、「負担能力に応じた負担」を掲げており、今般、厚生労働省からは、現在合計99万円の課税限度額を令和4年度においては102万へと3万円引き上げる方針が示されたところである。

課税限度額の引き上げは、高所得層により多くの負担を求めることになるが、相当の高所得者であっても課税限度額までの負担となっている状況であることから、中間所得層の負担緩和を図ることを狙いとして、課税限度額を、法定課税限度額にあわせて医療給付費分は63万円から65万円に、後期高齢者支援金分は19万円から20万円に、それぞれ引き上げることは、適当であると思われる。

令和4年議案第46号

都市構造再編集中支援事業 布袋駅西駅前広場・布袋駅線整備工事請負契約の
締結について

令和4年5月12日一般競争入札に付した都市構造再編集中支援事業 布袋駅西駅前広場・布袋駅線整備工事について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年6月9日提出

江南市長 澤田 和延

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 都市構造再編集中支援事業
布袋駅西駅前広場・布袋駅線整備工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 金 167,640,000円 |
| 4 契約の相手方 | 江南市草井町宮東269番地
株式会社林本建設
代表取締役 林本 圭司 |

提案理由

この案を提出するのは、都市構造再編集中支援事業 布袋駅西駅前広場・布袋駅線整備工事を施工するため、必要があるからであります。

令和4年議案第47号

令和4年度江南市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度江南市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193,583千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,502,354千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年6月9日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 4,898,894	千円 4,829	千円 4,903,723
	2 国庫補助金	1,328,533	△5,556	1,322,977
	4 国庫交付金	320,761	10,385	331,146
16 県支出金		2,260,068	400	2,260,468
	2 県補助金	691,282	400	691,682
19 繰入金		1,770,628	180,354	1,950,982
	1 基金繰入金	1,770,628	180,354	1,950,982
22 市債		2,876,800	8,000	2,884,800
	1 市債	2,876,800	8,000	2,884,800
歳入合計		33,308,771	193,583	33,502,354

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 6,094,500	千円 792	千円 6,095,292
	1 総務管理費	5,376,490	792	5,377,282
3 民生費		13,797,323	4,013	13,801,336
	2 児童福祉費	5,528,342	4,013	5,532,355
4 衛生費		3,486,545	146,817	3,633,362
	1 保健衛生費	1,787,766	146,817	1,934,583
7 商工費		531,844	28,937	560,781
	1 商工費	531,844	28,937	560,781
8 土木費		2,492,888	4,972	2,497,860
	2 道路橋りょう費	491,913		491,913
	4 都市計画費	1,108,938	4,972	1,113,910
10 教育費		2,665,582	8,052	2,673,634
	5 保健体育費	932,199	8,052	940,251
歳出合計		33,308,771	193,583	33,502,354

第2表 地方債補正

[単位：千円]

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
橋りょう長寿命化事業	5,200	普通 貸借 又は 証券 発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金及び地 方公共団 体金融機 構資金に ついて、利 率の見直 しを行った 後には、当 該利率見 直し後の 利率)	借入れ の日から 据置期間 を含めて 30年以内 償還。ただ し、市財政 の都合に より据置 期間及び 償還期限 を短縮し、 又は繰上 償還もし しくは低利 に借換え することが できる。	3,600	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ
道路改良事業	5,500				6,700			
街路改良事業	160,300				168,700			
計	2,876,800				2,884,800			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金	千円 4,898,894	千円 4,829	千円 4,903,723
16 県支出金	2,260,068	400	2,260,468
19 繰入金	1,770,628	180,354	1,950,982
22 市債	2,876,800	8,000	2,884,800
歳入合計	33,308,771	193,583	33,502,354

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費	千円 6,094,500	千円 792	千円 6,095,292
3 民生費	13,797,323	4,013	13,801,336
4 衛生費	3,486,545	146,817	3,633,362
7 商工費	531,844	28,937	560,781
8 土木費	2,492,888	4,972	2,497,860
10 教育費	2,665,582	8,052	2,673,634
歳出合計	33,308,771	193,583	33,502,354

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			792
			4,013
400			146,417
			28,937
4,829	8,000		△7,857
			8,052
5,229	8,000		180,354

2 歳 入

15款 国庫支出金
22款 市債

16款 県支出金

19款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
15	国庫支出金	4,898,894	4,829	4,903,723
	2 国庫補助金	1,328,533	△5,556	1,322,977
	4 土木費国庫補助金	169,962	△5,556	164,406
	4 国庫交付金	320,761	10,385	331,146
	3 土木費交付金	29,097	10,385	39,482
16	県支出金	2,260,068	400	2,260,468
	2 県補助金	691,282	400	691,682
	3 衛生費県補助金	15,089	400	15,489
19	繰入金	1,770,628	180,354	1,950,982
	1 基金繰入金	1,770,628	180,354	1,950,982
	1 基金繰入金	1,770,628	180,354	1,950,982
22	市債	2,876,800	8,000	2,884,800
	1 市債	2,876,800	8,000	2,884,800
	4 土木債	187,200	8,000	195,200
	計	33,308,771	193,583	33,502,354

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1 道路橋りょう補助金	△5,556	[土木課] 道路更新防災等対策事業費補助金	
2 都市計画費交付金	10,385	[都市整備課] 社会資本整備総合交付金（道路事業） 社会資本整備総合交付金（街路事業）	1,020 9,365
1 保健衛生費補助金	400	[健康づくり課] がん患者アピアランスケア支援事業費補助金 800,000円×1/2	
1 基金繰入金	180,354	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金	
1 道路橋りょう債	△1,600	[土木課] 橋りょう長寿命化事業債	
2 都市計画債	9,600	[都市整備課] 道路改良事業債 街路改良事業債	1,200 8,400

3 歳 出

2 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
5 行 政 改 革 推 進 費	417,602	792	418,394				792	13使用料 及 賃借料	216
								17備 品 購 入 費	576
計	5,376,490	792	5,377,282				792		

3 款 民生費
2 項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 保 育 費	2,496,336	4,013	2,500,349				4,013	13使用料 及 賃借料	405
								17備 品 購 入 費	3,608
計	5,528,342	4,013	5,532,355				4,013		

2-1-5 行政改革推進費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	792		
〔情報システム管理運営事業〕			
・情報システム管理運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）			
13 使用料及び賃借料	216	★★★★★	政策的事業 ★★★★★
会議用ライセンス使用料			
17 備品購入費	576	目的	会議における新型コロナウイルス感染症対策
パソコン	183	内容	Web会議用端末等の整備
マイクスピーカー	191		
プロジェクター	202		

3-2-2 保育費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	3,608		
〔保育園保育等事業〕			
・新型コロナウイルス感染症対策事業			
17 備品購入費		★★★★★	政策的事業 ★★★★★
空気清浄機		目的	保育園の新型コロナウイルス感染症対策
		内容	感染症対策のための保育環境の整備
〔保育園施設維持運営事業〕	405		
・保育園施設維持事業			
13 使用料及び賃借料		中央保育園	
送迎用駐車場敷地借上料			

歳出
4款 衛生費
1項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 健康 づくり費	1,759,050	146,817	1,905,867	400			146,417	1報酬	582
								8旅費	10
								10需用費	6,347
								11役務費	5,880
								12委託料	130,987
								18負担金、 補助及び 交付金	800
								19扶助費	2,211

説		明	
事	業	備	考
〔がん患者アピアランスケア支援事業〕	800	■■■■■■ 新規事業 ■■■■■■	
18 負担金、補助及び交付金		〈特定財源〉	
アピアランスケア支援事業補助金		県 400千円 800,000円×1/2	
		目的	がん患者の心理的・経済的負担の軽減による療養生活の質の向上
		内容	医療用補整具購入費の補助
〔予防接種事業〕	60,719		
1 報酬	582	ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（HPVワクチン）	
会計年度任用職員		キャッチアップ接種の実施	
8 旅費	10	会計年度任用職員	
費用弁償		補正後2,702,000円－補正前2,120,000円	
10 需用費	192	費用弁償	
消耗品費	6	補正後32,000円－補正前22,000円	
一般事業用		一般事業用（消耗品費）	
印刷製本費	186	補正後286,000円－補正前280,000円	
一般事業用		一般事業用（印刷製本費）	
11 役務費	374	補正後2,165,000円－補正前1,979,000円	
郵便料	357	郵便料	
広域予防接種支払事務手数料	17	補正後3,599,000円－補正前3,242,000円	
12 委託料	57,350	広域予防接種支払事務手数料	
予防接種委託料	57,295	補正後79,000円－補正前62,000円	
予防接種済者入力委託料	55	予防接種委託料	
19 扶助費	2,211	補正後383,992,000円－補正前326,697,000円	
予防接種給付費		予防接種済者入力委託料	
		補正後721,000円－補正前666,000円	
		予防接種給付費	
		補正後3,178,000円－補正前967,000円	

歳出
4款 衛生費
1項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
計	1,787,766	146,817	1,934,583	400			146,417		

7款 商工費
1項 商工費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 商工費	531,844	28,937	560,781				28,937	18負担金、 補助及び 交付金	28,937

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔新型コロナウイルスワクチン接種事業〕	
10 需用費	85,298	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
消耗品費	6,155	
一般事業用	463	
印刷製本費	5,692	目的 ワクチン接種による新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止
一般事業用		内容 60歳以上の者及び18歳以上60歳未満の者のうち、基礎疾患を有する者等へのワクチン4回目接種の実施
11 役務費	5,506	
郵便料	3,290	一般事業用（消耗品費）
電話料	291	補正後1,067,000円－補正前604,000円
広域予防接種支払事務手数料	1,838	一般事業用（印刷製本費）
チラシ折込手数料	87	補正後9,078,000円－補正前3,386,000円
12 委託料	73,637	郵便料
予防接種委託料	70,634	補正後5,734,000円－補正前2,444,000円
システム改修委託料	3,003	電話料
		補正後1,187,000円－補正前896,000円
		広域予防接種支払事務手数料
		補正後9,713,000円－補正前7,875,000円
		チラシ折込手数料
		補正後174,000円－補正前87,000円
		予防接種委託料
		補正後374,232,000円－補正前303,658,000円

7-1-1 商工費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔地場産業活力向上事業〕	
	△2,400	
	・江南市民サマーフェスタ補助事業	
18 負担金、補助及び交付金		補正後0円－補正前2,400,000円
江南市民サマーフェスタ事業費補助金		

歳 出
7 款 商工費
1 項 商工費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	531,844	28,937	560,781				28,937		

8 款 土木費
2 項 道路橋りょう費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 道路橋 りょう費	491,913		491,913	△5,556	△1,600		7,156		
計	491,913		491,913	△5,556	△1,600		7,156		

7-1-1 商工費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
〔企業誘致等推進事業〕 18 負担金、補助及び交付金 企業立地促進奨励金 中小企業再投資促進奨励金 企業立地協力者奨励金	31,337 21,723 9,688 △74	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 目的 市内企業への設備投資等に対する支援 内容 各種奨励金等の交付 中小企業再投資促進奨励金 補正後14,467,000円－補正前4,779,000円 企業立地協力者奨励金 補正後184,000円－補正前258,000円

8-2-1 道路橋りょう費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
〔道路施設長寿命化事業〕		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 道路更新防災等対策事業 （財源更正） 〈特定財源〉 国 △5,556千円 補正後34,405,000円×5.5/10 －補正前44,500,000円×5.5/10 地 △1,600千円 補正後（9,100,000円－5,004,000円）×90% －補正前（13,000,000円－7,150,000円）×90%

歳 出
 8 款 土木費
 4 項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 都 市 整備費	789,508	4,972	794,480	10,385	9,600		△15,013	14工 事 請 負 費	4,972
計	1,108,938	4,972	1,113,910	10,385	9,600		△15,013		

8-4-2 都市整備費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
<p>〔交通結節点整備事業（布袋駅東地区）〕</p> <p>〔江南駅前施設整備事業〕 14 工事請負費 喫煙所等整備工事費</p> <p>〔都市計画道路整備事業（江南通線）〕</p>	<p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★</p> <p>社会資本整備総合交付金事業（道路事業）</p> <p>（財源更正）</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>国 1,020千円 補正後16,582,000円×5.5/10 －補正前13,664,000円×5.5/10+1,170,000円×5/10</p> <p>地 1,200千円 補正後（16,582,000円－9,120,000円）×90% －補正前（13,664,000円－7,515,000円）×90%</p> <p>4,972</p> <p>路上喫煙禁止区域内の喫煙所等整備</p> <p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★</p> <p>社会資本整備総合交付金事業（街路事業）</p> <p>（財源更正）</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>国 9,365千円 補正後44,380,000円×5/10 －補正前25,650,000円×5/10</p> <p>地 8,400千円 補正後（44,380,000円－22,190,000円）×90% －補正前（25,650,000円－12,825,000円）×90%</p>

歳 出
 10款 教育費
 5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 スポーツ 推進費	177,816	8,052	185,868				8,052	14工 事 請 負 費	8,052
計	932,199	8,052	940,251				8,052		

10-5-1 スポーツ推進費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[スポーツプラザ整備等事業] ・スポーツセンター・武道館改修事業（新型 コロナウイルス感染症対策） 14 工事請負費 武道館便所等改修工事費	8,052	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 武道館の新型コロナウイルス感染症対策 内容 便所の洋式化及び手洗い器の自動水栓化	

令和4年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度江南市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度江南市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	1,685,333 千円	320 千円	1,685,653 千円
第2項 営業外収益	152,127 千円	320 千円	152,447 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	1,355,143 千円	3,520 千円	1,358,663 千円
第1項 営業費用	1,333,668 千円	3,520 千円	1,337,188 千円

令和4年6月9日提出

江南市長 澤田 和延

令和4年度江南市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 収益			1,685,333	320	1,685,653
	2 営業外収益		152,127	320	152,447
		4 消費税及び地方消費税 還付金	14,906	320	15,226

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 費用			1,355,143	3,520	1,358,663
	1 営業費用		1,333,668	3,520	1,337,188
		1 原水及び浄水費	546,166	3,520	549,686

令和4年度江南市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

[単位：千円]

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	240,669
減価償却費	468,754
固定資産除却費	22,600
引当金の増減額（△は減少）	△ 2,203
長期前受金戻入額	△ 129,440
受取利息及び受取配当金	△ 7
支払利息	20,173
未収金の増減額（△は増加）	△ 13,265
たな卸資産の増減額（△は増加）	△ 2,234
未払金の増減額（△は減少）	8,388
小計	613,435
利息及び配当金の受取額	7
利息の支払額	△ 20,173
業務活動によるキャッシュ・フロー	593,269
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 757,555
有形固定資産の売却による収入	2
分担金及び負担金による収入	154,788
補助金等による収入	66,510
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 536,255
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	150,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 109,773
財務活動によるキャッシュ・フロー	40,227
資金増加額（又は減少額）	97,241
資金期首残高	1,087,556
資金期末残高	1,184,797

令和4年度江南市水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

[単位：千円]

		資 産 の 部	
1	固 定 資 産		
	(1) 有形固定資産		
	イ 土地		240,387
	ロ 建物	358,856	
	減価償却累計額	△ 184,310	174,546
	ハ 構築物	20,732,870	
	減価償却累計額	△ 10,358,992	10,373,878
	ニ 機械及び装置	2,203,087	
	減価償却累計額	△ 1,438,741	764,346
	ホ 車両運搬具	12,295	
	減価償却累計額	△ 11,170	1,125
	ヘ 工具器具及び備品	10,294	
	減価償却累計額	△ 9,539	755
	ト 建設仮勘定		88,030
	有形固定資産合計		11,643,067
	(2) 無形固定資産		
	電話加入権		1,392
	無形固定資産合計		1,392
	固定資産合計		11,644,459
2	流 動 資 産		
	(1) 現金預金		1,184,797
	(2) 未収金	299,180	
	貸倒引当金	△ 500	298,680
	(3) 貯蔵品		1,508
	流動資産合計		1,484,985
	資産合計		13,129,444

負 債 の 部

3	固定負債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,495,069	
	企業債合計	<u>1,495,069</u>	1,495,069
	固定負債合計		1,495,069
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	102,175	
	企業債合計	<u>102,175</u>	102,175
	(2) 未払金		500,164
	(3) 引当金		
	賞与引当金	9,537	
	引当金合計	<u>9,537</u>	9,537
	(4) 預り金		1,697
	(5) その他流動負債		2,000
	流動負債合計		<u>615,573</u>
5	繰延収益		
	長期前受金		6,353,135
	長期前受金収益化累計額	△ 2,955,891	
	繰延収益合計		<u>3,397,244</u>
	負債合計		<u><u>5,507,886</u></u>

資 本 の 部

6	資本金		
	イ 固有資本金	19,946	
	ロ 出資金	1,182,247	
	ハ 組入資本金	5,395,612	
	資本金合計	<u>6,597,805</u>	6,597,805
7	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	イ 負担金	196,744	
	ロ 受贈財産評価額	50,749	
	ハ 分担金	110,793	
	資本剰余金合計	<u>358,286</u>	358,286
	(2) 利益剰余金		
	当年度未処分利益剰余金	665,467	
	利益剰余金合計	<u>665,467</u>	665,467
	剰余金合計		<u>1,023,753</u>
	資本合計		<u>7,621,558</u>
	負債資本合計		<u><u>13,129,444</u></u>

令和4年度江南市水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収入

1款 水道事業収益

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業収益		1,685,333	320	1,685,653		
	2	営業外収益	152,127	320	152,447		
		4 消費税及び 地方消費税還付金	14,906	320	15,226	1 消費税及び 地方消費税 還付金	320

支出

1款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業費用		1,355,143	3,520	1,358,663		
	1	営業費用	1,333,668	3,520	1,337,188		
		1 原水及び浄水費	546,166	3,520	549,686	20 修繕費	3,520

[単位:千円]

説	明
消費税及び地方消費税還付金	

1-1-1 原水及び浄水費 [単位:千円]

説	明
事	業
備	考
〔施設維持管理事業〕 ・取水・配水施設維持管理事業 20 修繕費 後飛保配水場直流電源盤修繕	3,520 後飛保配水場直流電源盤の修繕

令和4年報告第2号

損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月9日提出

江南市長 澤田 和延

専決処分書

損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

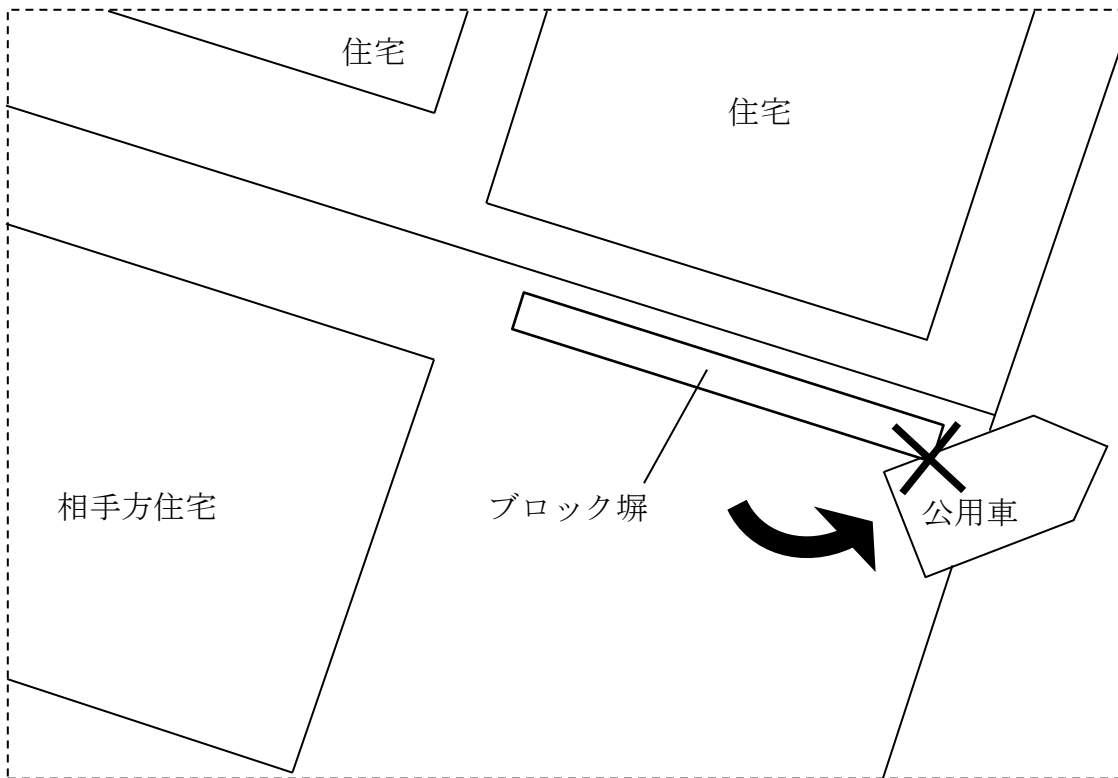
令和4年5月20日

江南市長 澤田 和延

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和3年8月18日（水）
午前9時50分ごろ |
| 2 | 事故発生場所 | 江南市上奈良町神明46番地2 |
| 3 | 市側 | 税務課 職員 |
| 4 | 相手方 | 市内在住 男性 |
| 5 | 事故の概要 | 訪問先の敷地内の駐車場から左折して道路に出ようとした際に、相手方のブロック塀を巻き込み、ブロック塀の一部を損壊させたもの。 |
| 6 | 双方の損害額 | 江南市 金 19,536円
相手方 金 93,500円 |
| 7 | 過失割合 | 江南市 100%
相手方 0% |
| 8 | 損害賠償額 | 修繕費 金 93,500円 |

(参 考)

事故現場説明図（江南市上奈良町神明46番地2）



令和4年報告第3号

損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月9日提出

江南市長 澤田 和延

専決処分書

損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

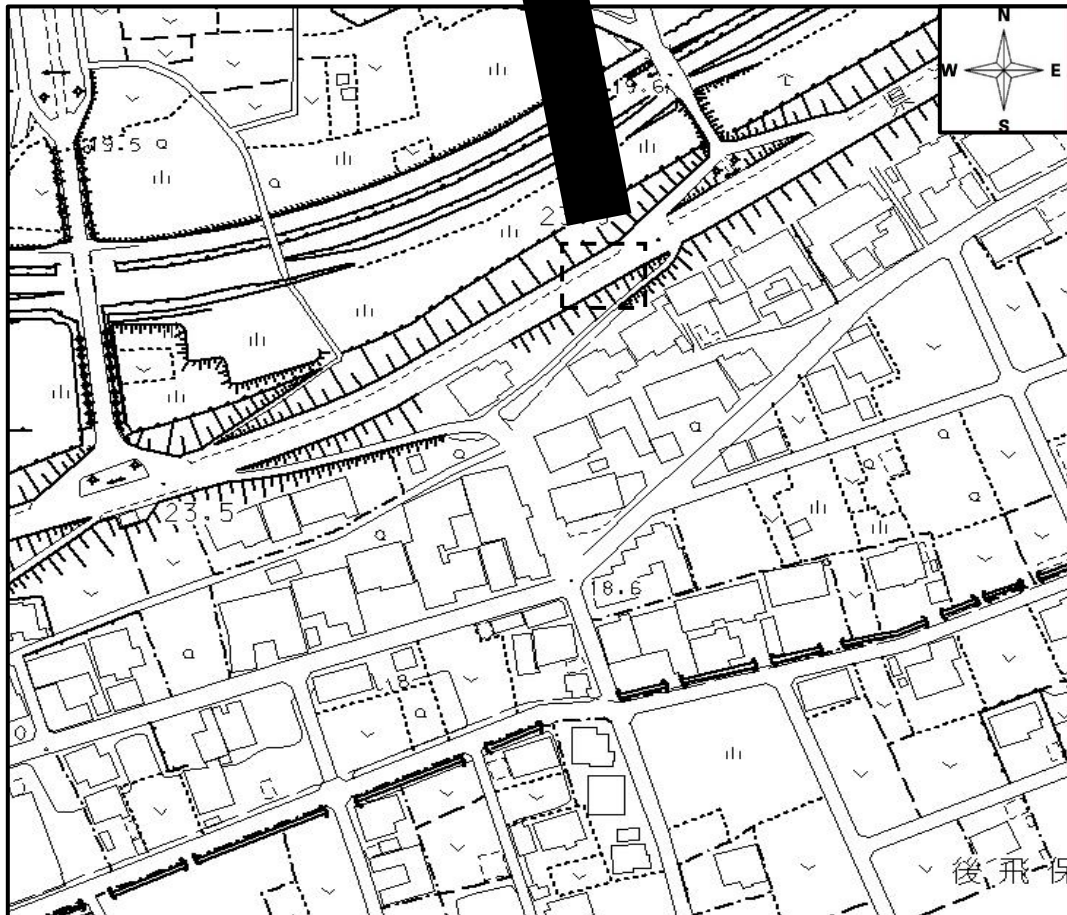
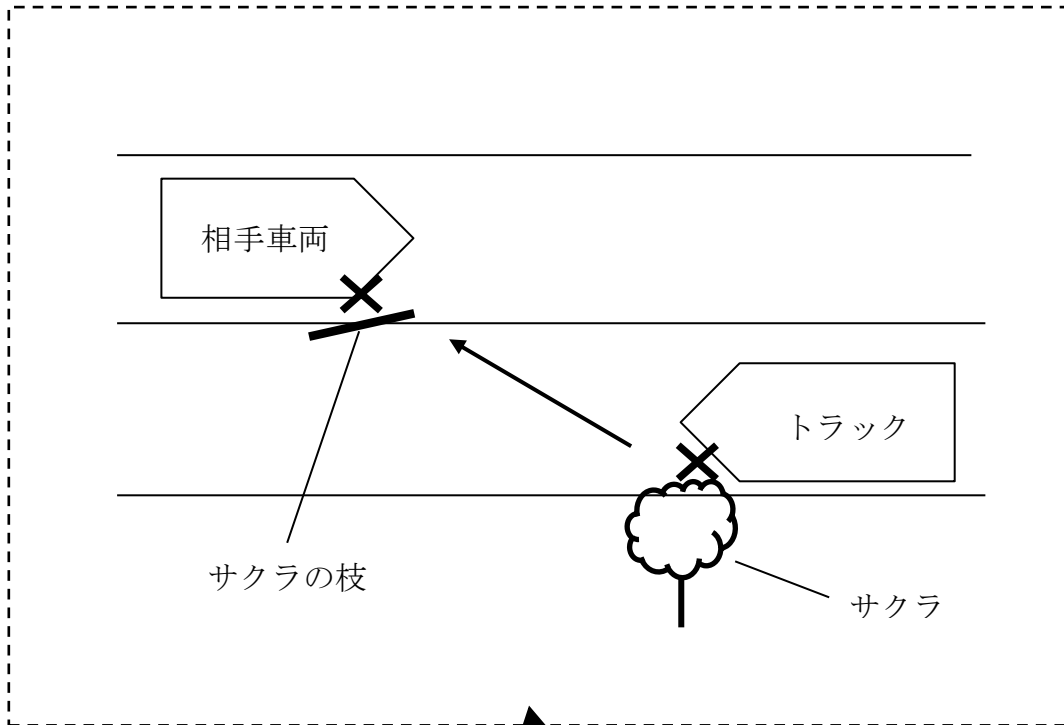
令和4年5月10日

江南市長 澤田 和延

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年2月22日（火）
午前8時20分ごろ |
| 2 | 事故発生場所 | 江南市宮田町菖蒲池地内 県道183号線浅井犬山線 |
| 3 | 市側 | 生涯学習課 |
| 4 | 相手方 | 市外在住 女性 |
| 5 | 事故の概要 | 県道183号線浅井犬山線を走行中のトラックが同道路の堤防に植栽されているサクラの枝に接触した。その際、折れたサクラの枝が対向車線を走行中の相手方の車両に接触し右フロントからリヤ部分が損傷したもの。 |
| 6 | 双方の損害額 | 江南市 金 0円
相手方 金 283,280円 |
| 7 | 過失割合 | 江南市 金 100%
相手方 金 0% |
| 8 | 損害賠償額 | 修繕費 金 283,280円 |

(参 考)

事故現場説明図（江南市宮田町菖蒲池地内 県道183号線浅井犬山線）



令和4年報告第4号

令和3年度江南市水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和4年6月9日提出

江南市長 澤田 和延

令和3年度江南市水道事業会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額			支払義務 発生 (見込)額	残 額	翌 年 度 繰 越 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額 に 係 る 財 源 内 訳 過 年 度 損 益 勘 定 留 保 資 金	翌年度繰越繰越 額に係る繰越を 要するたな卸資 産の購入限度額
				予算計上額	前年度 通 次 繰 越 額	計					
1	1	基 幹 管 路 更新工事業	513,590,000	294,974,000	0	294,974,000	270,062,000	24,912,000	24,912,000	24,912,000	0
合 計			513,590,000	294,974,000	0	294,974,000	270,062,000	24,912,000	24,912,000	24,912,000	0

(参考)

令和3年度江南市水道事業会計継続費繰越計算書明細表

(単位：円)

款	項	事業名	継続費予算現額			契約額等	当該年度執行額	翌年度繰越額	
					繰次繰越額				
1 資本 支出	1 建設 改良 費	基幹管 路更新 工事業	令和 3 年度	工事請負費	294,974,000		270,062,000	270,062,000	24,912,000
				計	294,974,000		270,062,000	270,062,000	24,912,000
			令和 4 年度	工事請負費	218,616,000	24,912,000	194,732,000		
				計	218,616,000	24,912,000	194,732,000		
			計		513,590,000		464,794,000		
			合計			513,590,000		464,794,000	

令和4年報告第5号

令和3年度江南市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、
別紙のとおり報告する。

令和4年6月9日提出

江南市長 澤田 和延

令和3年度江南市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	布袋駅東複合公共施設整備事業	367,370,000	220,174,900	国 71,770,000 そ 6,489,300	地 133,400,000	8,515,600
	3 戸籍住民基本 台帳費	住民基本台帳システム改修事業	6,732,000	6,732,000		国 6,732,000	
3 民生費	1 社会福祉費	介護施設等整備費補助事業	21,917,000	21,917,000		県 21,917,000	
	2 児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業	68,752,000	8,251,000		国 8,251,000	
		子育て世帯への臨時特別給付金支給事業 (単市分)	139,251,000	11,426,045			11,426,045
	3 生活保護費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別 給付金支給事業	1,093,237,000	410,435,143		国 410,435,143	

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
6 農林水 産業費	1 農業費	農地転用等審査事業	292,000	217,000		県 217,000	
8 土木費	4 都市計画費	交通結節点整備事業（布袋駅東地区）	16,492,000	16,491,079		国 地 4,949,000 4,400,000	7,142,079
		布袋駅付近鉄道高架化整備事業	144,465,000	144,465,000		国 地 22,401,000 11,600,000	110,464,000
		都市計画道路整備事業（江南通線）	18,994,000	18,992,791		国 地 4,223,000 3,800,000	10,969,791
合 計			1,877,502,000	859,101,958	78,259,300	632,325,143	148,517,515

(参考)
令和3年度江南市一般会計繰越明許費繰越計算書明細表

(単位：円)

款	項	事業名	歳出予算額		契約額等	当該年度 執行額	繰越明許費 予算額	翌年度繰越額
2	1 総務管理費	布袋駅東複合公共施設整備事業	工事請負費	935,175,000	935,174,900	715,000,000	367,370,000	220,174,900
			計	935,175,000	935,174,900	715,000,000	367,370,000	220,174,900
	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム改修事業	委託料	6,732,000	6,732,000	0	6,732,000	6,732,000
			計	6,732,000	6,732,000	0	6,732,000	6,732,000
3	1 社会福祉費	介護施設等整備費補助事業	負担金、補助及び交付金	21,917,000	21,917,000	0	21,917,000	21,917,000
			計	21,917,000	21,917,000	0	21,917,000	21,917,000
	2 児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業	職員手当等	359,000	353,325	325,325	52,000	28,000
			役務費	2,610,000	2,253,864	2,230,864	400,000	23,000
			負担金、補助及び交付金	1,495,100,000	1,473,900,000	1,465,700,000	68,300,000	8,200,000
			計	1,498,069,000	1,476,507,189	1,468,256,189	68,752,000	8,251,000
		子育て世帯への臨時特別給付金支給事業(単市分)	需用費	97,000	97,000	70,391	97,000	26,609
			役務費	188,000	188,000	88,564	167,000	99,436
			委託料	1,287,000	1,287,000	1,287,000	1,287,000	0
			負担金、補助及び交付金	156,800,000	156,800,000	145,500,000	137,700,000	11,300,000
	計	158,372,000	158,372,000	146,945,955	139,251,000	11,426,045		
	3 生活保護費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業	職員手当等	3,946,000	3,946,000	824,104	3,946,000	3,121,896
			報償費	222,000	222,000	25,200	222,000	196,800
			旅費	13,000	13,000	0	13,000	13,000
			需用費	1,706,000	1,702,030	1,166,810	1,706,000	535,220
			役務費	24,707,000	24,707,000	6,238,273	24,707,000	18,468,727
			委託料	11,242,000	9,334,600	9,334,600	11,242,000	0
			使用料及び賃借料	1,401,000	1,401,000	401,500	1,401,000	999,500
			負担金、補助及び交付金	1,050,000,000	1,050,000,000	662,900,000	1,050,000,000	387,100,000
	計	1,093,237,000	1,091,325,630	680,890,487	1,093,237,000	410,435,143		

款	項	事業名	歳出予算額		契約額等	当該年度 執行額	繰越明許費 予算額	翌年度繰越額		
6	農林水 産業費	1 農業費	農地転用等審査事業	備品購入費	292,000	217,000	0	292,000	217,000	
				計	292,000	217,000	0	292,000	217,000	
8	土木費	4 都市計画費	交通結節点整備事業（布袋駅東地区）	公有財産購入費	10,876,000	10,874,268	0	10,875,000	10,874,268	
				補償、補填及び賠償金	23,387,000	23,386,935	17,770,124	5,617,000	5,616,811	
				計	34,263,000	34,261,203	17,770,124	16,492,000	16,491,079	
			布袋駅付近鉄道高架化整備事業	工事請負費	229,375,000	229,375,000	84,910,000	144,465,000	144,465,000	
				計	229,375,000	229,375,000	84,910,000	144,465,000	144,465,000	
				都市計画道路整備事業（江南通線）	公有財産購入費	15,030,000	14,739,120	7,329,960	7,410,000	7,409,160
		補償、補填及び賠償金	43,582,000		43,581,189	31,997,558	11,584,000	11,583,631		
		計	58,612,000		58,320,309	39,327,518	18,994,000	18,992,791		
		合 計				4,036,044,000	4,012,202,231	3,153,100,273	1,877,502,000	859,101,958

令和4年報告第6号

令和3年度江南市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和4年6月9日提出

江南市長 澤田 和延

令和4年報告第7号

令和3年度江南市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定に基づき、
別紙のとおり報告する。

令和4年6月9日提出

江南市長 澤田 和延

令和3年度江南市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
9	1	はしご自動車オーバーホール事業	33,495,000		33,495,000		33,495,000			33,495,000	受託業者従業員の複数人が新型コロナウイルスに感染したことにより、年度内の完了が困難となったため。
合 計			33,495,000		33,495,000		33,495,000			33,495,000	

(参考)

令和3年度江南市一般会計事故繰越し繰越計算書明細表

(単位：円)

款	項	事業名	歳出予算額		契約額等	当該年度 執行額	翌年度繰越額
9 消防費	1 消防費	はしご自動車オーバーホール事業	委託料	33,544,000	33,495,000	0	33,495,000
			計	33,544,000	33,495,000	0	33,495,000
合 計				33,544,000	33,495,000	0	33,495,000

令和4年報告第8号

令和4年度江南市土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和4年6月9日提出

江南市長 澤田 和延

令和4年度江南市土地開発公社予算書

令和4年度江南市土地開発公社予算

(総則)

第1条 令和4年度江南市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	131 千円
第1項 附帯等事業収益	131 千円
第2款 事業外収益	21 千円
第1項 受取利息	1 千円
第2項 有価証券利息	20 千円

支 出

第1款 販売費及び一般管理費	105 千円
第1項 販売費及び一般管理費	105 千円

令和4年度江南市土地開発公社予算実施計画書

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額
1. 事業収益			131
	1. 附帯等事業収益		131
		1. 保有土地賃貸等収益	131
2. 事業外収益			21
	1. 受取利息		1
		1. 受取利息	1
	2. 有価証券利息		20
		1. 有価証券利息	20

支 出

款	項	目	予 定 額
1. 販売費及び一般管理費			105
	1. 販売費及び一般管理費		105
		1. 経費	105

令和3年度江南市土地開発公社予定損益計算書
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 事業収益		
(1) 附帯等事業収益	163	<u>163</u>
2. 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費 (事業利益)	88	<u>88</u> 75
3. 事業外収益		
(1) 受取利息	1	
(2) 有価証券利息	20	<u>20</u>
当期純利益		<u><u>95</u></u>

令和3年度江南市土地開発公社予定貸借対照表
(令和4年3月31日)

(単位：千円)

(資産の部)		
1. 流動資産		
(1) 現金預金	941	
(2) 公有用地	726,874	
(3) 代替地	85,985	
流動資産合計		<u>813,800</u>
2. 固定資産		
(1) 投資有価証券	10,000	
固定資産合計		<u>10,000</u>
資産合計		<u><u>823,800</u></u>
(負債の部)		
1. 流動負債		
(1) 短期借入金	0	
流動負債合計		<u>0</u>
2. 固定負債		
(1) 長期借入金	811,779	
固定負債合計		<u>811,779</u>
負債合計		<u><u>811,779</u></u>
(資本の部)		
1. 資本金		
(1) 基本財産	10,000	
資本金合計		<u>10,000</u>
2. 準備金		
(1) 前期繰越準備金	1,926	
(2) 当期純利益	95	
準備金合計		<u>2,021</u>
資本合計		<u>12,021</u>
負債・資本合計		<u><u>823,800</u></u>

令和4年度江南市土地開発公社予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位：千円)

(資産の部)		
1. 流動資産		
(1) 現金預金	988	
(2) 公有用地	726,874	
(3) 代替地	85,985	
流動資産合計		<u>813,847</u>
2. 固定資産		
(1) 投資有価証券	10,000	
固定資産合計		<u>10,000</u>
資産合計		<u><u>823,847</u></u>
(負債の部)		
1. 流動負債		
(1) 短期借入金	0	
流動負債合計		<u>0</u>
2. 固定負債		
(1) 長期借入金	811,779	
固定負債合計		<u>811,779</u>
負債合計		<u><u>811,779</u></u>
(資本の部)		
1. 資本金		
(1) 基本財産	10,000	
資本金合計		<u>10,000</u>
2. 準備金		
(1) 前期繰越準備金	2,021	
(2) 当期純利益	47	
準備金合計		<u>2,068</u>
資本合計		<u><u>12,068</u></u>
負債・資本合計		<u><u>823,847</u></u>

令和4年度江南市土地開発公社予定公有用地等取得原価計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

直接費

(1) 支払利息	0千円
計	0千円
当年度公有地取得原価	0千円
前年度末未処分用地	812,859千円
当年度用地売却原価	0千円
当年度末未処分用地	812,859千円

令和4年度江南市土地開発公社予算細目説明書

収益的收入及び支出

収 入

第1款 事業収益

第1項 附帯等事業収益

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 保有土地賃貸等収益	131	163	△ 32	1. 土地貸付収益	131	電柱 1,600円×1本 砕石・砂利プラント及び陸砂利原石堆積場 99,189円 (515㎡) 30,493円 (235㎡)

第2款 事業外収益

第1項 受取利息

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 受取利息	1	1	0	1. 受取利息	1	普通預金利子

第2項 有価証券利息

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 有価証券利息	20	20	0	1. 有価証券利息	20	岡山県平成28年度第2回公募公債利息 (R9. 3. 31満期)

支 出

第1款 販売費及び一般管理費

第1項 販売費及び一般管理費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 経費	105	110	△ 5	1. 報酬	18	監事報酬 5,700円×3回
				8. 旅費	6	普通旅費
				10. 需用費	10	消耗品費 5 印刷製本費 5
				26. 公租公課	71	法人県民税均等割 21 法人市民税均等割 50

令和4年度江南市土地開発公社資金計画書

(単位：千円)

区 分	前年度決算見込額	当年度予定額	増 減
受入資金	1,029	1,093	64
公有地取得事業収益	0	0	0
附帯等事業収益	163	131	△ 32
事業外収益	20	21	1
借入金	0	0	0
前年度繰越金	846	941	95
支払資金	88	105	17
販売費及び一般管理費	88	105	17
公有地取得事業費	0	0	0
借入金償還金	0	0	0
差 引	941	988	47